

亀山市告示第121号

亀山市税条例（平成17年亀山市条例第50号）第7条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は亀山市税条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が平成30年7月5日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

平成30年7月31日

亀山市長 櫻井義之

都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市北区 岡山市東区 倉敷市真備町 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区 呉市 竹原市 三原市 尾道市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市 大洲市 西予市